

2017年11月27日

ご加入者各位（生年月日が昭和19年4月1日以前の方）

パナソニック健康保険組合
保 険 業 務 部

ジェネリック医薬品の差額通知の金額相違について

平素は、健保事業運営にご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

この度、加入者専用 Web サービス「いきいき健康ナビゲーション」および医療費通知に同封の「ジェネリック医薬品のお知らせ」におきまして、新薬をジェネリックに切り替えた場合の表示金額に相違がありましたことをお知らせいたします。

ご加入者の皆様にはご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象者

生年月日が昭和19年4月1日以前かつ医療機関での医療費自己負担割合が1割負担のご加入者

2. 金額表示相違の内容

ジェネリック医薬品のお知らせで、新薬をジェネリックに切り替えた場合のお支払額及びその差額（概算）を、医療費自己負担割合を1割で算出すべきところ、誤って2割負担で算出・表示しておりました。

※ 医療機関での支払額や給付金には影響ありません。

3. 金額表示の相違が発生した時期と対応方法

＜加入者専用 Web サービス「いきいき健康ナビゲーション」ご登録の方＞

- ・2015年8月25日以降、全ての掲載分（対象者には毎月掲載）

※誤って掲載しておりました金額は、修正して現在は正しい金額にて掲載しております。

＜医療費通知を紙（郵送）でお送りしている方＞

- ・2016年7月～2017年10月送付分（対象者には3カ月に1度送付）

※2018年1月発行分より、本来の1割での負担金額にてジェネリック医薬品の差額通知をご送付いたします。

4. 本件お問い合わせ先

パナソニック健康保険組合 保険業務部 給付課 医療費係

TEL：06-6992-5138（直通） 受付時間：9：00～17：00（土日祝除く）

以 上